

2019 年度事業報告

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

一般社団法人日本国際コンプライアンス推進認定協会

1. はじめに

一般社団法人日本国際コンプライアンス推進認定協会（以下「ICPCA」といいます）は、日本企業の海外での事業活動において化学物質の管理に関する現地の法令を遵守するために必要となる情報を日本企業に提供し、コンプライアンス対応を推進するために平成 27 年 4 月に設立された。その後、現地規制当局から講師を招聘し、国内企業向けにセミナーやシンポジウムの開催をしてきた。しかし、年数回、このような活動をするにとどまっていた。

ICPCA は、2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）においては、**次の 3 つの事業を柱として位置付け**、本格的な活動を実施していくために体制を強化するとともに業務を実施した。

- ・ 法令遵守の啓発と推進に関わる事業
- ・ 法規適合の調査・判断及び認定に関わる事業
- ・ 「法規適合」対応への支援に関わる事業

2. 事業内容

(1) 法令遵守の啓発と推進に関わる事業

化学製品等、製品の安全、品質、規格にかかわる対象国の法規制及びその運用に関わる情報を調査・収集し、関連する国内外の企業等に発信する。方法は、国内外より関連する法令を所管する規制当局より講師を招聘しセミナー・ワークショップを開催します。

2010 年度の具体的な事業

2019 年度においては、具体的には、次の事業を実施する。

- ① ホームページ等による情報提供
ホームページの情報の内容を適宜更新した。
- ② セミナー・シンポジウムの開催
セミナー・シンポジウムのテーマは、従来、海外規制当局との交流によるタイムリーな情報提供を目的として、海外規制当局から講師を招聘したセミナーに特化していたが、2019 年度からは、国内の講師を加え、対象範囲を化学品、食品、医薬品等に拡大する。

日付	カテゴリ	セミナータイトル	講演者	所属
■4/5	タイ行政	タイ工業省工場局 (DIW) より行政官をお招きして、化学品法規制の現状と企業対応を解説するセミナー	Mrs. Jariya Mitroupathump Miss. Thanatorn Yoadsomsuay	タイ行政 (DIW) の専門家

■5/16	台湾行政	台湾環境保護署化学物質登録センターの責任者を特別招聘して、台湾化学物質法規制を解説するセミナー	倪雅惠 (Ni Yahui)	台湾環境保護署 化学登録センター責任者 環資国際有限会社 副社長
■6/17	食品衛生法	【外部講師講演】国内外における食品接触材料のポジティブリスト (PL) 制度	石動正和氏	塩ビ食品衛生協議会 常務理事
■6/28	GHS	世界の GHS 対応の考え方と対応の留意点	山口潤 氏	ハニカム・テクノロジー (株) 特別顧問
■10/7	中国行政	当局専門家をお招きして、中国食品接触材料法規の最新進展と顧客事例を解説するセミナー	鐘懷寧 (Zhong HuaiNing) 氏	広州税関技術センター 国家食品接触材料検測重点実験室 主任/教授 中国食品工業協会 食品接触材料専門家委員会 主任委員
■10/21	GHS	【新任者向け】世界の GHS 対応の考え方と対応の留意点	山口潤 氏	ハニカム・テクノロジー (株) 特別顧問
■3/19	ロシア行政	ロシア連邦 CIS センターから、ユーラシア経済連合 (EEU) の新たな化学品規制の概要と国家インベントリーの策定を解説するセミナー	Natalia DRUZHININA 様	ロシア連邦 CIS センター国際協力チーム長

(2) 法規適合の調査・判断及び認定に関わる事業

化学製品等、製品の安全、品質、規格にかかわる対象国の法規制を企業が遵守しているか、あるいは「法規適合」について ICPCA により調査・判断を行い「法規適合」の確認が評価された場合には、「法規制適合性確認証明書」を発行する。

(3) 「法規適合」対応への支援に関わる事業

法令遵守の「啓発・推進」で行う法令順守の啓発・推進に関わる事業を行うことにより、「法規適合」の実施を広め、企業が行う「法規適合」に関わる調査・判断を支援する。

ICPCA で対応した過去の事例集や、各国でアップデートされた法規制に対する対応ポイントについての解説書を発行し、会員企業様での対応における支援環境を提供していく予定です。

また、事例集や解説書での支援にとどまらず、勉強会方式の様な対話型での支援を受け付けるための窓口も開設していく予定です。会員企業様と意見交換を行いながら、ICPCA の適合支援活動は進化していきます。

3. 協会の運営

(1) 第1回定時総会 2019年6月 日

定款に則り決算報告など重要案件については定時総会（社員総会）に諮った。

(2) 社員の状況

社員 2名（2020年3月末時点）

(3) 役員：

代表理事 陳梅官（ハニカム・テクノリサーチ株式会社 代表取締役）

常務理事 福島隆（元経済産業省化学物質管理課課長補佐

前独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長）

4. ICPCA 企画会議

2019年4月以降、以下のメンバーで今後のICPCAのあり方について検討を行い、2020年3月に基本構想としてとりまとめた。

企画会議メンバー：実平、江藤、福島、社長、中川、澤田、谷口、川合

ICPCA 基本構想：by 陳代表理事

一般社団法人 日本国際コンプライアンス推進認定協会（ICPCA）社団法人が目指すところ

第一段階：海外行政を日本に招聘して、現地法規解説と日本企業との交流事業
（行政、諸協会の補完的な役割）

第二段階：アジアをメインに海外ビジネスに関わる企業の法規制業務支援のプラットフォームを目指す

第三段階：法規適合、法規確認の第三者認証機関としての役割（将来的）

これを実現するため、2020年度には以下を実施する。

(1) セミナー・シンポジウムの拡充

セミナー・シンポジウムのテーマは、従来、化学物質規制に特化していたが、2020年度からは、対象範囲を化学品、食品、医薬品等に拡大する。以下のリストを参考にし、事業者を対象として、セミナー・シンポジウムを開催する。その際、顧客満足度が高かった講習会の回数を増やすなどニーズへの対応を図る。

(2) ホームページ等による情報提供の充実

ホームページの情報の内容を適宜更新するほか、2020 年度においては、台湾工業局 HP が公開している「REACH 情報の要約」を翻訳し、ICPCA ホームページから提供する。

(3) 体制の強化

① 賛助会員の募集

賛助会員は従来の定款においても定められているものであったが、実態としては機能していない。賛助会員規約を定めるとともに賛助会員を募集する。

② 一般会員制度の創設

ICPCA の趣旨に賛同頂ける団体・法人を募集し、一般会員登録をすることにより ICPCA 活動に便利に参加できる制度を創設し、ICPCA の活動を普及する。一般会員規約を定めるとともに一般会員を募集する。

③ 会員管理システムの開発

一般会員、賛助会員の会員情報を管理するシステムを開発し、希望者が web から入会申し込み等の処理ができるようにする。